

~~~~~  
研究ノート  
~~~~~

「記憶の場」としての「国際旅団」記念碑：
マドリード・コンプルテンセ大学構内での
設置をめぐる衝突

渡 邊 千 秋*

はじめに

1975 年 11 月の独裁者フランコの死から現在に至るまで、スペイン人はフランコ独裁、またその独裁を生み出した内戦という過去とどう向き合うかを問われてきた。確かに民主移行期には、政治的アクターのあいだでは内戦の悲劇を繰り返さず民主化を達成することが第一義の目標とされ、内戦・独裁を政治的に蒸し返さないという「沈黙の契約 (Pacto de silencio)¹⁾」が暗黙のうちに存在し、スペイン国民には「和解」が求められたといわれる。しかしその後、時の経過とともに、民主化過程で中心的役割を果たした政治的アクターのあいだでの「沈黙の契約」は破られた。社会労働党政権下での 2007 年のいわゆる「歴史的記憶法」の発布以後はとくに、内戦・フランコ独裁に関する人々の記憶をいかに回復するかが改めて問われるようになった。と同時に、だれの、どのような記憶をどう回復するのかをめぐる、人々のあいだでの見解の相違が顕著になり、政治・社会的なコンフリクトが起きているのが現状である。

* 青山学院大学国際政治経済学部教授

1) 「沈黙の契約」の概略については、以下を参照されたい。Paloma AGUILAR FERNÁNDEZ: “Presencia y ausencia de la guerra civil y del franquismo en la democracia española. Reflexiones en torno a la articulación y ruptura del <pacto de silencio>”, en J. ARÓSTEGUI y F. GODICHEAU (eds.): *Guerra Civil. Mito y memoria*, Madrid, Marcial Pons, 2006, pp. 249–250.

本稿では、2011年秋にマドリード・コンプルテンセ大学構内に設置された国際旅団に捧げられた記念碑をめぐる一連のコンフリクトを総括するとともに、スペイン内戦を戦った外国人という、スペインにとって大きな意味合いをもった「他者」に対して、現代スペイン社会が向けるまなざしのありようを整理したいと考える²⁾。

国際旅団，その概略

スペイン内戦における国際旅団とは、共和国陣営を援助するためにスペインへ渡った外国人義勇兵を主な構成員とした軍事組織を指す。これら外国人義勇兵の多くは、各国の共産党や第三インターナショナルのエージェントによって募兵された³⁾。地理的な理由から最多を数えたフランスからの参戦者にくわえ、ベルギー、南北アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、ソ連、中国など、世界の諸地域から延べ35000人から60000人がスペインへ渡ったとされる⁴⁾。また、国際旅団所属の外国人義勇兵のうち3分の2は出身国の労働党・共産党系の政党に所属し、残り3分の1はそのほとんどが労働組合員であったともいわれている。国際旅団は、当時首相・陸相を兼務していた社会労働党のフランシスコ・ラルゴ・カバリエーロが布告した1936年10月22日の政令によって、第二共和国陣営下で正式に結成された⁵⁾。国際旅団は、民兵の武装を通じて共和国人民軍が結成されていく流れに組み込まれ、内戦初期から前線に送られた。マドリード大学都市攻防戦、グアダラハラ戦、ブルネテ戦、エブロ川

2) なお、本稿で閲覧した全ホームページの最終アクセス日は2013年1月31日である。また使用する写真はすべて筆者が2012年9月3日にマドリードで撮影したものである。

3) Andrew FORREST: *The Spanish Civil War*, London, Routledge, 2000, p. 94.

4) ただし、国際旅団に加わった義勇兵の総数に関しては、研究者間で未だに一致した見解をみない。Manuel REQUENA GALLEGU: “Las Brigadas Internacionales: una aproximación historiográfica”, *Ayer* 56-4 (2004), p. 26-27; Michael ALPERT: *A New International History of the Spanish Civil War*, Basingstone, Palgrave Macmillan, 2004, p. 103.

5) Santiago ÁLVAREZ: *Historia política y militar de las Brigadas Internacionales*, Madrid, Compañía Literaria, 1996, p. 63.

の戦いなど、内戦のゆくえを決定づけた重要な局面において生命を賭して戦い、数多くの死傷者、捕虜を出した。一介の労働者や知識人など、軍での経験の浅い人々が多かったにもかかわらず戦場で彼らが見せた戦いぶりは、共和国陣営のモラル向上に絶大な貢献を果たしたといわれている⁶⁾。実際のところ、国際旅団は、世界各国が表向き賛同したスペイン内戦への不干渉政策の抜け道としても機能した⁷⁾。スペイン内戦が「第二次世界大戦の前哨戦」として語られる場合には、この国際旅団に所属した義勇兵をはじめとする、両陣営における外国の戦力の存在が大きな意味をもつのである⁸⁾。

一般に、共和国陣営で国際旅団に属した外国人義勇兵は、その多数が20歳代から40歳代の人々であり、反ファシズムの戦いの必要性を感じ、その活路をスペインに見出だそうとした人々でもあるとされる⁹⁾。ただし彼らが支柱としたイデオロギーは共産主義、社会主義、アナキズムなどに分かれており、明らかな政治的差異がみられた。また国際旅団に属した外国人義勇兵は、戦線において彼らが戦った敵の多くがごく普通の人間で、想像していたような残虐で嫌悪すべきファシスト像とは遠い人々であることを発見し、自らのアイデンティティの危機に直面しなくてはならなかった人々でもあった¹⁰⁾。

共和国陣営で外国人義勇兵が所属した部隊は国際旅団のみというわけではな

6) ここに述べた国際旅団の概説は、以下の文献による。François GODICHEAU: *La Guerra Civil en 250 términos*, Madrid, Alianza Editorial, 2005, pp. 35-37; Carlos FERRERA CUESTA: *Diccionario de historia de España*, Madrid, Alianza Editorial, 2005, p. 74.

7) たとえばイギリス政府は1937年初めに義勇兵として志願することを禁止したが、義勇兵は秘密裏にスペインへ渡り続けた。Richard BAXEL: “El batallón británico de la XV Brigada Internacional”, *Ayer* 56-4 (2004), p. 169.

8) スペイン内戦における外国人義勇兵に関する研究は、従来共和国陣営での参戦者を中心に行われてきたが、近年では、フランコ陣営での外国人義勇兵の存在にも目が向けられている。

9) 一例として、カナダ国籍をもった国際旅団義勇兵のプロファイルに関する研究を参照されたい。Michael PETROU: *Renegades. Canadians in the Spanish Civil War*, Vancouver & Tronto, UBC Press, 2008, pp. 181-184 y pp. 189-241.

10) この点については、たとえば以下を参照せよ。Robert A. STRADLING: *The Irish and the Spanish Civil War, 1936-1939*, Manchester & New York, Manchester University Press, 1999, pp. 211-212.

い。母国での共産党の方針に異を唱え、共和国陣営で戦いながらも国際旅団には所属しなかった外国人義勇兵も存在することを忘れるべきではない¹¹⁾。

内戦に終わりが見えはじめる頃になって、共和国陣営・フランコ陣営の双方における外国人兵士の数等に不均等な状況があるか精査するため、不干渉委員会が調査を開始した。共和国大統領ネグリンは、戦争遂行にあたっての不平等を回避するため、両陣営における外国人兵士数は同等であるべきと主張していたのであった。ついに1938年7月末、ネグリンはフランコ陣営側の外国人兵士の撤兵を条件に、国際連盟に対して外国人義勇兵の撤兵を受け入れ、1938年11月1日には国際旅団の解散式がカタルーニャの中心都市であるバルセロナで開催された¹²⁾。

それに先んじて、1938年10月25日、ポブレットで行なわれた式典では、ネグリンはまさに解散せんとする国際旅団義勇兵に対して、戦争終結時には彼らにスペイン国籍を与えると述べた。しかし、結果として共和国陣営は敗戦に追い込まれ、このネグリンの「約束」は棚上げにされたまま、フランコ独裁下のスペインでは意図的に忘却されたのであった。

国際旅団元義勇兵、その復権へのあゆみ

フランコ独裁の終わりが、国際旅団の元義勇兵をふくむ内戦・フランコ独裁による左派犠牲者とその親族を即時の名誉復権に導いたわけではなかった。既に述べたように、1975年11月のフランコ將軍死亡後の民主化過程では、主要な政治的アクターは民主主義の安定を目指すための必要悪、「沈黙の契約」として、内戦でおきた殺害の責任の所在を問うことやフランコ独裁体制下での弾圧への批判など、国民的分裂を招く可能性をもつ歴史・政治的諸問題への直接対

11) たとえばビーヴァー、アントニー『スペイン内戦1936-1939(上)』みすず書房、2011年、頁162を参照されたい。(原著 Antony BEEVOR: *The Battle for Spain. The Spanish Civil War, 1936-1939*, London, Weidenfeld & Nicolson, 2006.)

12) Michael ALPERT: *A New International History...*, p. 166. 実際には解散後もスペインに5000人あまりの義勇兵が残留したといわれる。

時を避けたのである。1977年の恩赦法は、政治犯の釈放を保証する一方で、フランコ独裁で弾圧を行った者の訴追を防止する条項も含んでいた。このように、左派犠牲者の復権にむけてとられた方策は断片的なものであった¹³⁾。

一方で、スペインにおける内戦の記憶回復の試みは、国際旅団を想起する作業と深く関係していた。国際旅団が解散して50年後の1988年には、600名あまりの国際旅団に所属した元義勇兵がスペインの様々な地方で彼らの栄誉を記念する式典や記念碑等の除幕式に参加したといわれる。しかしながら、内戦に関するワークショップや研究会が開催されるようになったとはいえ¹⁴⁾、元義勇兵の母国で組織された義勇兵関連の諸協会での活動の広がりには比べれば、スペインにおける国際旅団への関心は、当時はまだ限定的なものであった¹⁵⁾。内戦・フランコ独裁の犠牲者を記念するには、たとえば開始50年の1986年、終結50年の1989年など、スペイン内戦に関する国民的な記憶の回復に効果的と思われる日付に行事を行なうことが有効な手段となったであろうが、実際には「沈黙の契約」に影響をうけ、全国的な規模での大がかりな行事が組織されることはなかった¹⁶⁾。また当時、左派の政治勢力である社会労働党や共産党が、右派

13) Medeleine DAVIS: "Is Spain Recovering its Memory? Breaking the <Pacto del Olvido>", *Human Rights Quarterly*, 27-3 (2005), p. 863.

14) たとえば、バルセロナでは1979年4月19日から21日にかけて、ピエール・ヴィラルールをはじめとするスペイン内戦研究者をパネラーとする討論会が開催された。Olivia HARRIS: "Colloquium on the Spanish Civil War, Barcelona 19-21 April 1979", *History Workshop*, 8 (1979), pp. 188-190.

15) たとえば、1978年には、アメリカ人の国際旅団元義勇兵のスペイン内戦での戦いを記録し、後世に伝えようとする非営利団体として「アブラハム・リンカーン旅団アーカイブ」が設立されている。団体の詳細については以下のURLを参照されたい。http://www.alba-valb.org/

16) 一方1986年6月、日本では上智大学で国際シンポジウム「スペイン内戦と現代」が開催された。朝日ジャーナル編集長筑紫哲也を司会に、上智大学教授ファン・ソペーニャ、中央大学教授若松隆、筑波大学教授野々山真輝帆が日本側から、バルセロナ大学教授メルセデス・ピラノバ、マドリード大学教授サントス・フリア、国立サラマンカ内戦文書館理事長ラモン・サラス・ララサバルがスペイン側から参加し、内戦の原因や当時のスペイン社会の反応などを討議している。(なお役職は当時のものである。)詳細については以下を参照されたい。『朝日新聞(朝刊)』1986年6月11日、頁22。「国際シンポジウム：スペイン内戦と現代」『朝日ジャーナル』1436号、1986年、104-111頁。

政治勢力とのあいだでの「沈黙の契約」に基づく「和解」を政治上の武器として積極的に適用しようとしたことは、現在でも研究者や左派ミリタンたちによるさまざまな批判にさらされている¹⁷⁾。

政治的アクターがこの「沈黙の契約」を捨てて、国際旅団元義勇兵の復権にむけて具体的に行動を起こしたのは1995年末、内戦開始60周年を目の前にしてのことであった。下院が国際旅団に所属した元義勇兵にスペイン国籍取得を認めるよう発議したのである。1996年1月19日には当時のフェリペ・ゴンサレス社会労働党政権が政令39/1996を發布し、国際旅団元義勇兵はスペイン国籍を取得することが可能となる処置がとられた¹⁸⁾。

しかしこの1996年1月の政令を実際に適用するにあたって、スペイン民法上の問題が浮上した。民法第23条bの定めにより、二重国籍を持つことが認められていない国の国籍をもつ元義勇兵の場合は、スペイン国籍を新たに取得するためには自らの国籍を喪失しなければならなかったからである¹⁹⁾。このため、申請を見送った元義勇兵も相当数にのぼったとされる。その後、1996年3月総選挙後に成立したホセ・マリア・アスナール国民党政権は、国際旅団元義勇兵への国籍譲渡に関する問題を解決するプロセスを棚上げにしたのだった。

2004年3月の総選挙で再び社会労働党が政権に返り咲き、内戦およびフランコ体制の犠牲者に関する歴史的記憶の回復のための諸プロジェクトが、より具体性をもって実行に移された。なかでも代表的なものは、共同墓穴の掘り起こし作業であろう。2000年に設立された「歴史的記憶回復協会 (Asociación para la Recuperación de la Memoria Histórica)」など、スペインの諸地域での掘り起

17) 内戦・フランコ体制の犠牲者への政治責任の所在を明らかにするべき、とする論点から執筆された書物は枚挙にいとまがない。例えば以下の文献を参照されたい。Gonzalo ACOSTA BONO (et al.) (eds.): *La recuperación de la memoria histórica. Una perspectiva transversal desde las Ciencias Sociales*, Sevilla, Centro de Estudios Andaluces, Consejería de la Presidencia, 2007. Julio ARRÓSEGUI y François GODICHEAU: *Guerra Civil. Mito y memoria*, Madrid, Marcial Pons, 2006.

18) 1996年1月19日政令原文に関しては、以下のURLを参照されたい。http://www.boe.es/boe/dias/1996/03/05/pdfs/A08579-08580.pdf

19) Magí CRUSELLS: *Las Brigadas Internacionales en la pantalla*, Ciudad Real, Gabinete del Rector de la Universidad Castilla La Mancha, 2001, pp. 111-112.

こし作業に積極的に関与する団体の存在がその実現のための大きな支えとなった²⁰⁾。このように内戦・フランコ独裁で迫害された人々を対象とする名誉回復へむけた措置が再開される過程において、国際旅団元義勇兵への処置もとられることとなった。2007年12月26日の52/2007法、いわゆる「歴史的記憶法」第18条は、1996年1月19日の政令で規定されていた国際旅団元義勇兵に対するスペイン国籍取得条件を緩和し、彼らが既に保有する国籍を喪失せずにスペインの国籍を取得できることを承認した²¹⁾。2008年10月31日の政令は、その手続き方法を定めた²²⁾。なお、スペイン法務省のホームページには、申請手続きのための詳細が掲載されている²³⁾。

過去を回顧するだけでなく、新たな記憶の創出へむけた作業も行なわれはじめた。国の公的行政資産に登録されたもののなかから、フランコ主義のシンボルだった建造物等を撤去する作業も行なわれた²⁴⁾。また2006年以降、内閣府は内戦とそれに続く独裁期に関連する特筆すべき個人的・集団的事件に敬意を表明する行事や記念プレートや碑の設置に補助金を支出してきた²⁵⁾。しかしながら、現実には内戦・フランコ体制下で殺害・迫害された人々の記憶回復を視覚的に訴える役割を果たすはずの新たに設置された建造物が、スペインの人々のあいだに静かなる軋轢を生じさせている。本稿でとりあげる国際旅団へのオ

20) 歴史的記憶回復協会の歩みと現在の取り組み等については以下を参照されたい。
<http://www.memoriahistorica.org.es/joomla/index.php>

21) <http://ley memoria.mjusticia.gob.es/cs/Satellite/LeyMemoria/es/concesion-de-lanacionalidad-a-voluntarios-de-brigadas>

22) 2008年10月31日政令原文・スペイン国籍申請用フォーマットに関しては、以下を参照されたい。*BOE*, 277, 17 de noviembre de 2008, pp. 45577-45581. <http://www.boe.es/boe/dias/2008/11/17/pdfs/A45577-45581.pdf>

23) 「スペインは、スペイン内戦において自由と民主主義の原理を擁護した国際旅団所属の義勇兵の働きを承認する。」という一文があることに注目されたい。なお国籍取得申請の時期にメ切は定められていない。

24) 専門家による委員会を設けることによって、その芸術性などを理由に撤去にならない例外を審査する体制も整えられた *BOE*, 269, 7 de noviembre de 2008, p. 44556. <http://www.boe.es/boe/dias/2008/11/07/pdfs/A44555-44556.pdf>

25) Luis CASTRO BERROJO: “Simbolos”, en R. ESCUDERO ALDAY (ed.): *Diccionario de memoria histórica. Conceptos contra el olvido*, Madrid, Los libros de la Catarata, 2011, p. 94.

マージュとしての記念碑がその一例である。

マドリード・コンプルテンセ大学構内に「国際旅団」記念碑が設置されるまで

「普通の」スペイン人にとっては、国際旅団は、長年にわたり忘却のかなたにあった事象であるといえる。1990年頃になって、共和国陣営元兵士のなかで国際旅団と深いかわりがあった者が、元義勇兵やその家族はもちろん、共和国陣営元飛行兵士や陸軍兵士等の協会とのネットワークを形成しはじめ、1994年にモラタの墓地に国際旅団の記念碑を設置した。また1995年には、「国際旅団友好協会 (Asociación de Amigos de las Brigadas Internacionales)」がマドリードで設立され、内戦開始60年にあたる1996年に、元義勇兵のスペイン国籍取得を可能にすることや彼らを記念するための行事を開催することを目標に定め、その活動を開始したのだった。以降、同協会は現在にいたるまで活動の範囲を拡大し、特にマドリード自治州内でも社会労働党や左翼連合等の革新左派勢力が町村議会の主流派である町村と組む形で、講習会や展覧会などを企画・開催している²⁶⁾。

よって、国際旅団に捧げられた記念碑などの建造物が設置されるのは、本稿で取り上げるマドリード・コンプルテンセ大学 (以下マドリード大学と略記) 構内のものが初めて、というわけではない。国際旅団友好協会をはじめとする諸団体や元義勇兵とその家族などの尽力で、既にスペイン北部アストゥリアス地方のヒホン、マドリード近郊トレホン・デ・アルドスやレガネス、カタルーニャ地方中心都市バルセロナやその近郊のマタロ、そして南部アンダルシア地方のマラガなど、国際旅団義勇兵が戦った場所・葬られた場所などの国際旅団ゆかりの地には、様々な建造物が存在する²⁷⁾。

26) 国際旅団友好協会の現住所は、カンボマネス通り8番 (c/Campomanes, 8. 28013, Madrid)。またホームページのURLは以下の通りである。http://www.brigadasinternacionales.org/

27) 国際旅団友好協会は、国際旅団に捧げられた記念碑等の建造物が立つスペイン国内の場所をインターネット上の地図にまとめる作業を行なっている。以下を参照されたい。http://www.brigadasinternacionales.org/index.php?option=com_content&view=article&id=308&Itemid=89

「記憶の場」としての「国際旅団」記念碑

実はマドリード大学都市周辺は、国際旅団が白兵戦による死闘を繰り広げた重要地区である。そのせいもあって、以前からマドリード大学キャンパス内に国際旅団に捧げる記念碑を設置する計画はあった²⁸⁾。具体的な動きは、国際旅団友好協会がマドリード大学学長カルロス・ベルソサ²⁹⁾の協力を得て、2010年3月8日から10日にかけて「キャンパスにおける国際旅団：記憶から記念へ」というタイトルの講習会を開いたことに端を発する。この折に、マドリード大学芸術学部を中心にした記念碑のデザイン・コンテスト開催が告知された。また同大学に2004年に設置された「20世紀の歴史的記憶」講座もこの一連の動きに協力したとされる³⁰⁾。ところが、主催者側の熱意に反して、コンテスト応募に関する学生の反応は鈍く、最終的に審査委員会は、記念碑として採用するに値する該当作品なしと判断した。しかしそれでも記念碑設置の計画自体は維持された。この設置計画をたてた主体である国際旅団友好協会はスペイン国内外からの募金用に銀行口座を開設し、記念碑建立にむけて寄付金を募る作業が始まった。協会は、45ヶ国の大使館に書簡を送り、うち24大使館から計画への賛同を得た。またアルゼンチン、カナダ、スロベニア、ノルウェー、ロシア、セルビアの6ヶ国からは寄付がなされた。また最終的には、懸案の碑のデザインは、ヘラルド・ペレス・カリエハが担当することとなった。

2011年6月にホセ・カリーリョ・メネンデス³¹⁾が学長に就任し、同年9月には大学側から記念碑建設が承認された³²⁾。こうして、まさに国際旅団結成75周年を記念するように、マドリードの地下鉄環状線の大学都市駅出口からすぐ、

28) 2003年頃、計画が立案された。

29) 専門分野は応用経済学。2003年6月から2011年6月まで、2期にわたってマドリード大学学長を務めた。

30) “La Justicia tira el monumento a los brigadistas”, *La Razón*, 12 de abril de 2012. http://www.larazon.es/detalle_hemeroteca/noticias/LA_RAZON_449346/4343-la-justicia-tira-el-monumento-a-los-brigadistas なお、この講座の設置から現在までの歩み等の詳細については以下のURLを参照されたい。 <http://www.ucm.es/info/memorias/index.htm>

31) 専門分野は数学。後述の共産党の歴史的人物、サンティアゴ・カリーリョの子息であり、2013年1月現在でも現職にある。

32) http://www.brigadasinternacionales.org/index.php?option=com_content&view=article&id=210:cronica-proyecto&catid=44:croni-bi&Itemid=82

大学キャンパス内の中心にある学生ビルの入り口付近に、高さ4メートルほどの鉄製の碑が設置された(写真1)。2011年10月22日、マドリード大学学長カリーリョ、同大学芸術学部学部長ホス・ララガーニャ、国際旅団友好協会会長アナ・ベレス、存命の元義勇兵やその家族など関係者300名ほどが出席して³³⁾、国際旅団に捧げた記念碑の除幕式が行われたのであった。アルゼンチンやカナダ、キプロス、スロベニア、ロシア、セルビアの大使館からも代表が出席した³⁴⁾。くわえて注目すべきは、スペイン共産党の生き字引ともいえる歴史的指導者、サンティアゴ・カリーリョが出席したことである³⁵⁾。

この記念碑は2枚の板をつなぐ形状をとり(写真2)、横から見ると板のあいだに空洞があるデザインである。片面には国際旅団のシンボル、3つの先端をもつ赤い星型が刻まれている。その星型の下には、スペイン共産党の女性闘士で「ラ・パシオナリア(受難華)」の異名を持ったドロレス・イバルリが解散する国際旅団へあてたメッセージのなかから選択された「あなたたちは歴史であり、伝説であり、民主主義の普遍性と連帯の手本なのです。³⁶⁾」という文言が刻まれている³⁷⁾。また碑の足元の部分には3つの先端をもつ星のオブジェに「国際旅団75周年。1936-2011年。国際旅団友好協会。マドリード・コンプルテンセ大学。デザイン、芸術学部委員会」という文言が記されている(写真3)。

33) “Ciudad Universitaria acogerá un monumento dedicado a las Brigadas Internacionales en homenaje a su 75º aniversario”, *La Vanguardia*, 16 de octubre de 2011. <http://www.lavanguardia.com/local/madrid/20111016/54231611550/ciudad-universitaria-acogera-un-monumento-dedicado-a-las-brigadas-internacionales-en-homenaje-a-su.html#>

34) “Homenaje a las Brigadas Internacionales en Madrid”, *El Público*, 22 de octubre de 2011. <http://www.publico.es/402864/homenaje-a-las-brigadas-internacionales-en-madrid>

35) “Apología republicana en la Complutense”, *ABC*, 23 de octubre de 2011. <http://www.abc.es/20111022/local-madrid/abci-brigadas-201110221643.html>

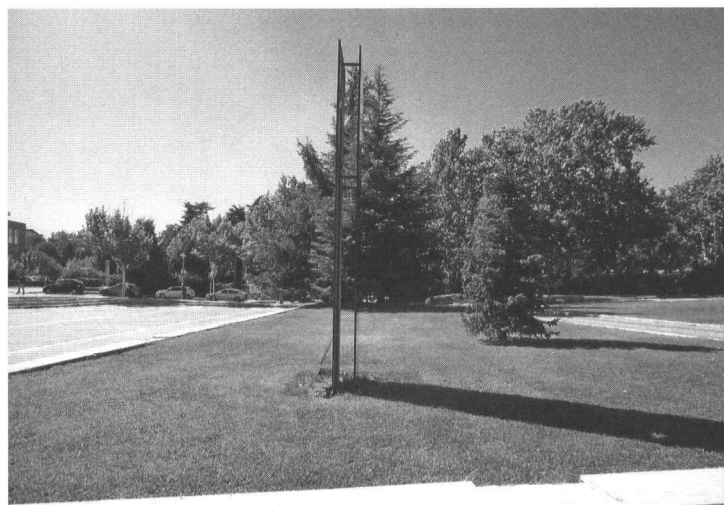
36) スペイン語の原文は以下のとおり。“Sois la historia, sois la leyenda, sois el ejemplo de la solidaridad de la universalidad de la democracia”. 全文は以下の文献を参照されたい。Santiago ÁLVAREZ: *Historia política...*, pp. 345-346.

37) イバルリのこの文言は、スペインの共産主義が内戦下で作り上げた国際旅団に関する神話のうちでも最もゆるぎないものと評価されている。Marta BIZCARRONDO y Antonio ELORZA: “Las Brigadas Internacionales. Imágenes desde la izquierda”, *Ayer* 56-4 (2004), p. 77-78.

「記憶の場」としての「国際旅団」記念碑



(写真 1)



(写真 2)



(写真 3)

新たな「記憶の場」をめぐる攻防

除幕式を前にした 2011 年 10 月、マドリード係争行政裁判所 22 番法廷に国際旅団記念碑の設置をめぐる告訴が行われた。告訴理由には、マドリード大学学長が学内に設置せんとする国際旅団へ捧げる記念碑は、設置にあたって必要な認可を受けていない、また開催される記念式典は祝う必要のないことであり、加えて教育現場という公的な場ではそのような記念碑を建造するなどもってのほかであると述べられている。くわえて、人類史上最大のジェノサイドを引き起こしたスターリンが内戦に関与するために計画・結成した国際旅団に対してこのような形で名誉を与えることにいらだちを覚えるとも記されている³⁸⁾。この折、係争行政裁判所はマドリード大学学長に事実関係を説明するのに 5 日間の猶予を与える一方で、記念碑の設置を差し止める措置はとらなかった。

38) “Polémica placa a las Brigadas Internacionales en la Complutense”, *ABC*, 22 de octubre de 2011. <http://www.abc.es/20111022/madrid/abcp-polemica-placa-brigadas-internacionales-20111022.html>

実は、この訴えにあるような国際旅団への非難がなされるのは、この案件に限ってのことではない。たとえば1996年2月には、当時国民党に所属しアルバセテ市の助役を務めていたアントニオ・ロドリゲスが、同市の文化委員会の席上で、国際旅団は「殺人者の集団」であり「真の残虐な人間」と述べている³⁹⁾。保守的な傾向をもつ一部の人間にとっては、国際旅団が現在においても憎悪の対象となっていることがわかる。

その後、2012年4月になると、マドリード係争行政裁判所22番法廷は、「大学という公共の場に記念碑を建てるにあたり、大学は除幕式が終わったのちの2011年11月9日に設置許可を申請しているが、このこと自体が、建設許可が必要な事項であるにもかかわらずその申請をしなかったことを裏付ける証拠であって、大学は自らが有しない行政権という権能を勝手に行使した」という判決を下し、記念碑設置は無効であるとした⁴⁰⁾。

またこのような法廷闘争の一方で、設置に反対する者の意志を視覚的に表明する事件も起きている。2011年10月22日の式典開催後10日も経たないうちに、記念碑は「陵辱」を受けることとなったのである。記念碑本体の主要部分にみられる国際旅団のシンボルである星印の下部のスペースに赤色のペンキに類するもので「人殺し」と大きく落書きがされた。イバルリのことばを刻んだ部分には横線が引かれ、その文言自体が読めないまでになった⁴¹⁾。その後、この落書きは消され、誰がこの落書きをしたかは未だわかっていないが、この事件で記念碑の設置に反対する人々の存在が再確認されたということはできよう。

39) “Un concejal del PP tacha de “asesinas” a las Brigadas Internacionales”, *El País*, 28 de febrero de 1996. http://elpais.com/diario/1996/02/28/espana/825462004_850215.html これに対して同じ同じく国民党所属のアルバセテ市長、ファン・ガリードは、ロドリゲスの発言について、彼が個人的に問題を抱え悪い状況にあったためのものであったと謝罪した。

40) “El monumento a los brigadistas en la Complutense se queda donde está”, *El País*, 13 de abril de 2012. http://ccaa.elpais.com/ccaa/2012/04/13/madrid/1334309910_363955.html

41) “Universidad Complutense. Pintadas en el monolito a las Brigadas Internacionales”, *ABC*, 3 de noviembre de 2011, p. 50. <http://www.abc.es/20111103/madrid/abcp-pintadas-monolito-brigadas-internacionales-20111103.html>

それでも、記念碑を「新世代の模範」となるものと評価したマドリード大学学長カリーリョは、記念碑を撤去する考えはない旨を公の場で述べている⁴²⁾。しかし係争行政裁判所に続きマドリード高等司法裁判所も、マドリード大学の提出した設置許可を求める陳情書に対して、大学側の要望を受け入れることはできないとの判断を下した⁴³⁾。とはいえ、2013年1月現在、国際旅団に捧げられた記念碑は、マドリード大学構内から撤去されてはおらず、この係争の行方は不透明なままである。

設置に反対する者の意見にもさまざまなニュアンスがある。先の例に挙げた国民党のアントニオ・ロドリゲスのように、国際旅団の存在そのものに対する憎しみをあらわにするケースもある一方で、限られた大学予算のなかから碑の設置に出費することの是非を問い、経費分配の有効性という点で設置に反対する人々もいる⁴⁴⁾。

また、マドリード大学構内における国際旅団の記念碑建立は、国際旅団元義勇兵を支援するという点では共通しているはずの諸団体のあいだでの「不和」の存在をも明らかにした。既に述べたように、1996年には国際旅団へささげる記念行事が開催されたが、これを期に活動の基礎づくりを行なった団体は、国際旅団友好協会のみではない。例えば1997年に設立された「資料・戦争・亡命協会 (Asociación de Archivo, Guerra y Exilio)」も同じ時期に積極的な活動を開始した団体のひとつである⁴⁵⁾。資料・戦争・亡命協会は、国際旅団元義勇兵への様々なケアはもちろん、内戦によって亡命を余儀なくされた人々、疎開せ

42) “El monumento a las brigadas de Carrillo, sin licencia urbanística”, *La Gaceta*, 12 de abril de 2012. <http://www.intereconomia.com/noticias-gaceta/madrid/monumento-brigadas-carrillo-sin-licencia-urbanistica-20120412>

43) “El nuevo revés judicial para el monumento a los brigadistas”, *La Gaceta*, 4 de enero de 2013. <http://www.intereconomia.com/noticias-gaceta/sociedad/nuevo-reves-judicial-para-monumento-los-brigadistas-20130104>

44) “Opinión. El dinero de la Complutense”, *ABC*, 20 de julio de 2012. <http://hemeroteca.abc.es/nav/Navigate.exe/hemeroteca/madrid/abc/2012/07/20/017.html> 大学は国際旅団の記念碑に使用する予算はあっても、動物病院のために使う予算はなく、歴史的にも名声をはせたマドリード大学の動物病院は閉鎖に追い込まれたのだ、とする。

45) 資料・戦争・亡命協会のホームページは以下のとおり。 <http://age-derechos.blogspot.jp/>

ねばならなかった子どもたちなどに関する記録を保存する作業を進めながら、喪失の危機にある内戦・フランコ独裁期に関係した記憶の回復に努めている団体である⁴⁶⁾。しかし同協会のホームページには、先に述べた、2011年秋にマドリード大学構内に設置された国際旅団の記念碑に関する言及はまったく見られない。くわえて、資料・戦争・亡命協会の事務局長を務めるドロレス・カブラ・ロレドは、2012年にセルビア共和国のベオグラードで開催された国際会議に出席し、社会労働党など比較的規模の大きい現左派政治勢力が、記憶の回復を得票に結び付けるため国際旅団元義勇兵の記憶を政治利用していると痛烈に批判している⁴⁷⁾。

おわりに

国際旅団に捧げられた記念碑を巡りさまざまな形で衝突が起こったという事実から鑑みると、逆説的ではあるが、この記念碑は国際旅団の存在を人々に「思い起こさせる」という点で、ある一定の成果を出しているといえよう。それは、戦後70余年を経ても克服されない過去としてのスペイン内戦への想起に直接的につながっている。本稿で挙げた諸事象から読み取れるのは、内戦そしてフランコ独裁体制下で迫害された人々の記憶回復へむけた法的処置をめぐる意見の相違であり、新たな分節点の形成である一方で、内戦という歴史的事象に

46) 資料・戦争・亡命協会の現住所の詳細は未公開。私書箱と電話番号、e-mailが公開されている。以下のURLを参照されよ。http://www.redaiep.es/index.php?option=com_content&task=view&id=78&Itemid=32

47) これは2012年10月12-13日にベオグラードで開催された「過去の再検討と歴史修正主義：ユーゴスラビアの空間におけるスペイン内戦と第二次世界大戦の利用(悪用)」での講演での発言の要約である。http://age-derechos.blogspot.jp/2012/10/participacion-de-age-en-belgrado-en-las_30.html また会議の様子は以下のURLにて、ネット動画で見ることができる。http://www.teve-novine.org/revisionismo_22102012.html#05 またカブラ・ロレドは内戦60周年にあたる1996年をフランコ体制期に投獄された者、亡命せざるをえなかった者、行方不明になった者等に関連する記憶の回復にむけた大きな一歩となったと肯定的に評価するものの、フランコ死後それまでの約20年間に元義勇兵等の死によって内戦の記憶が失われたことの責任を追及している。この点に関しては、例えば以下の文献を参照されたい。Dolores CABRA LOREDO: “La memoria vivida”, en A. BEDMAR (ed.): *Memoria y olvido sobre la guerra civil y la represión franquista*, Lucena, Ayuntamiento de Lucena, 2003, pp. 150-151.

対して無関心である社会的現状の存在でもある。

諸団体の努力にもかかわらず、多くの場合、国際旅団の戦いを市井の人々に内戦の記憶として刻む事業は遅々として進まなかったといえる。一例を挙げよう。オーストラリア在住のイギリス人元義勇兵が、スペイン国籍を申請するためにメルボルンのスペイン総領事館を訪れた。その折、彼は、スペインへ旅行してブルネテの戦いが展開した地を訪れたいと申し出た。しかし、この元義勇兵にとってのスペイン内戦の「記憶の場」であるブルネテの戦いは、既に現地の人々の日常生活には存在しておらず、ブルネテの町役場でさえも、この元義勇兵が訪問を希望した、戦闘が展開したブルネテ周辺の地点などをほとんど把握していなかった。結果としてスペイン政府は、この元義勇兵の希望をかなえることはできなかったのであった⁴⁸⁾。

2012年12月14日、資料・戦争・亡命協会会長、国際旅団元義勇兵のアデリーナ・コンドラティエバが95歳でモスクワで死去した⁴⁹⁾。亡命ロシア人の子としてブエノスアイレスで生まれた彼女は、父親、姉とともにスペイン内戦に参戦し、1938年に逃げるようにしてソ連に渡ったが、のちにはトロツキー派と評され、迫害にあった。1990年代にはいり、再びスペインの支援者との連絡をとるようになった。元義勇兵たちに対し回想録を記すように激励し、資料のデジタル化のために積極的な活動を行った⁵⁰⁾。資料・戦争・亡命協会会長として同協会事務局長のカブラ・ロレドと連携しながら、1996年の国際旅団へのオマージュを成功に導いたが人物でもあるが、人生の最後の年月をスペインで過ごしたいという望みはかなわなかった⁵¹⁾。

48) Alberto REIG TAPIA: “El recuerdo y el olvido. Los lugares de memoria del franquismo”, en A.BEDMAR (ed.): *Memoria...*, pp. 93–94.

49) <http://age-derechos.blogspot.jp/search?updated-min=2012-01-01T00:00:00%2B01:00&updated-max=2013-01-01T00:00:00%2B01:00&max-results=50>

50) “Adelina Kondratieva, combatiente de la Guerra Civil española”, *El País*, 17 de diciembre de 2012. http://politica.elpais.com/politica/2012/12/17/actualidad/1355701371_943331.html

51) “Adiós a la Adelina Kondratieva, brigadista y luchadora por la memoria”, *La Vanguardia*, 14 de enero de 2013. <http://www.lavanguardia.com/internacional/20130114/54361898959/adios-a-adelina-kondratieva.html>

また2012年12月24日、イギリス人国際旅団元義勇兵デイビッド・ロモンが、ロンドン西部のスローにおいて94歳で死去した⁵²⁾。彼はテルエルの戦いに参戦、1938年3月に捕虜となるも、イタリア兵との捕虜交換で解放された。第二次世界大戦中は海軍に勤務した人物であり、2011年11月のマドリード大学構内に建造された国際旅団へ捧げられた記念碑の除幕式にも参加していた⁵³⁾。

このように、内戦開始後70余年が経過した現在、国際旅団元義勇兵が他界したというニュースには事欠かない。彼らの証言を新しい世代に引き継ぐ時間的な限界が来ているのである。元義勇兵の内戦をめぐるスタンスも様々であり、記憶を残そうとするものもいれば、自分が元義勇兵であったことに関して沈黙を守るものもいる。フランコの死後25年にあたる2000年の調査によれば、現代スペイン社会において、多くの人々は内戦という過去はどうすることもできないが、内戦が生んだ分裂は徐々に忘れられつつあるという意識を抱いていることがわかる⁵⁴⁾。記念碑設置を通じての新しい「記憶の場」の創出と、それに続く新たな内戦研究へのアプローチは困難に直面しているのが現実だといえるであろう⁵⁵⁾。

本稿は、平成24年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（基盤研究C）「現代スペインにおける聖と俗：戦争犠牲者の記憶と祈念の諸相」（課題番号24510356）による研究成果の一部である。

52) <http://www.memoriahistorica.org.es/joomla/index.php/component/content/article/1-ultimasnoticias/619-muere-a-los-94-anos-el-ultimo-brigadista-internacional-que-vivia-en-gran-bretana>

53) “Briton who fought against Franco’s fascists dies, age 94”, *The Independent*, December 23rd, 2012. <http://www.independent.co.uk/news/people/news/briton-who-fought-against-francos-fascists-dies-aged-94-8430522.html>

54) 社会学研究所のデータから、42.7%が内戦の分断・恨みは忘れたと回答。72.4%が一般に通常の人々の行動は過去とは関係ないと回答したと述べる。Dacia VIEJO-ROSE: *Reconstructing Spain. Cultural Heritage and Memory after Civil War*, Prignton, Portland & Tronto, Sussex Academic Press, 2011, p. 160.

55) 内戦・フランコ独裁下で迫害された人々を対象に、記念碑等をつくることで新たな記憶の場を創出しようとするプロセスについては、*Ibid*, pp. 150-161 を特に参照されたい。